

契約実態に関する調査結果

(概要版)

平成16年8月

契約事務改善検討委員会

## はじめに

契約事務改善検討委員会における報告については、平成16年6月「収賄事件にかかわる事実経過と再発防止に向けた検討課題の整理」において、事件に直接関連した平成15年度、16年度の契約の問題点について一定の整理を行ったところである。

その後の調査課題として、他の契約全般（事件外の清掃案件を含む）に係る調査、公益法人における契約等についての検証が課題として残されており、今回、以下のとおり調査を行った。

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| 1 区契約の実態           | 2 指名競争入札案件について          |
| 3 随意契約の取扱いについて     | 4 施設管理関係契約について          |
| 5 特異事例の検証について      | 6 入札・契約適正化法及び適正化指針の措置状況 |
| 7 公益法人における契約状況について | 8 検討課題                  |

なお、「入札・契約にかかわる改善策」については、「区政の透明性向上検討委員会」において検討されるため、「平成15・16年度の清掃委託を含む区の契約実態」および「公益法人等における契約実態」の調査結果を報告するものである。

## 1 区契約の実態

平成15年度の契約実績状況（件数）

契約所管	指名競争入札	随意契約	計
契約課	557 (21.8%)	1,996 (78.2%)	2,553 (100%)
契約課以外	40(0.2%) (教育委員会分)	21,891 (99.8%)	21,931 (100%)
合計	597 (2.4%)	23,887 (97.6%)	24,484 (100%)

## 2 指名競争入札案件について

(1) 工事における指名競争入札（契約課取扱い案件）

イ 実績及び現況

平成15年度工事別指名競争入札実施件数

建築	土木	給排水衛生	空調設備	電気	その他	計
56 (26.7%)	61 (29%)	18 (8.6%)	20 (9.5%)	31 (14.8%)	24 (11.4%)	210 (100%)

ロ 調査対象

今回、建築、土木工事、電気、空調設備、給排水衛生工事の5業種における契約金額が高額なもの各3件について、それぞれ抽出調査を行った。

## 八 調査事項

「落札率」、「発注ランクと業者ランクの対応」、「指名業者選定の考え方」について検証した。

### 二 調査所見

#### 落札率の状況

ほぼ97%から98%の間に集中している状況にあり、必ずしも競争性が確保されてるとは言い難い。

#### 発注工事ランクと指名業者のランクの状況

必ずしも発注工事ランクと指名業者のランクは一致しないものもあるが、履行という点では問題は生じていない。ただし、工事ランク付けの本来の目的から一致するのが望ましく、そのランクの見直しを検討すべきである。

#### 指名業者選定の考え方

指名競争入札についての問題点は、**8の検討課題**の項に記載した。

## (2) 物件（物品購入、委託等）における指名競争入札の実績及び現況

（契約課取扱い案件）

### 平成15年度物件指名競争入札実施件数

物品購入	清掃委託	保守委託	業務委託	計
178	55	11	103	347
(51.3%)	(15.9%)	(3.2%)	(29.7%)	(100%)

物件契約における調査事例として、「清掃業務（総合庁舎別館・上目黒二丁目文化公益施設）(17～18ページ)」、「目黒区民センター・目黒区美術館・田道ふれあい館総合管理委託(17～18ページ)」について、また「目黒区立碑小学校校舎改築等工事基本構想・基本設計委託(21～22ページ)」についてもそれぞれ確認作業を行った。

また、指名競争入札実施にあたっての取り扱いが下表のとおり工事案件と異なる部分が多く、可能な限り工事と同様な取り扱いを検討すべきである。

### 物件指名競争入札の取扱い（工事との比較）

項目	工事	物件
指名競争入札対象金額	予定価格130万円以上	予定価格50万円以上
予定価格の事前公表	予定価格130万円以上	予定価格非公開
最低制限価格設定	予定価格300万円以上	未設定（規則上は設定可、設計案件で一部試行）
希望確認型指名競争入札の実施	予定価格1000万円以上	未実施（設計案件で一部試行）

指名業者選定委員会	予定価格5000万円以上	未設置（設計案件は1200万円以上で実施）
低入札価格調査制度	予定価格1億円以上	未実施
登録業者、発注工事のランク付け	ランク付けあり	ランク付けなし

### 3 随意契約の取扱いについて

#### (1) 調査対象

1 区契約の実態の「平成15年度の契約実績状況(件数)」で確認できるように随意契約の件数は契約課取扱い案件だけ取り上げても1,996件あり、そのうち1,517件は規則に定める随意契約可能額を超えており、下記(3)～のいずれかに該当する理由に基づいて随意契約行っているものである。

具体的調査対象として、工事については契約金額130万円以上の全案件(25案件)、物件については契約金額2000万円以上の60案件とした。

(2) 調査事項 随意契約の理由について調査した。

(3) 随意契約の該当事由 (略)

#### (4) 調査所見

工事については、随意契約理由のより厳密な判断が必要とされる案件も見受けられる。(10ページ表中 印)

物件(委託・購入等)については、15～16ページの「年間契約における競争実施状況」にあるとおり、12年度以前から随意契約で継続しているものが見られ、施設個別の事情も考慮した上で「円滑な事業運営」と「価格競争の追求」について適正な判断を行い改善する必要がある。

### 4 施設管理関係契約について

平成15年度において競争入札に準じた見積もり合わせの行われた施設管理関係契約は、総合庁舎本館清掃業務以外のものとして、「清掃業務(総合庁舎別館・上目黒二丁目文化公益施設)」と、「目黒区民センター・目黒区美術館・田道ふれあい館総合管理委託」が主なものとして挙げられ、以下に当該契約に関する処理経過等について整理を行った。

#### (1) 清掃業務(総合庁舎別館・上目黒二丁目文化公益施設)

イ 契約方法及び業者選定 (略)

ロ 入札経過 (略)

## 八 調査所見

総合庁舎本館の清掃業務と本案件を切り分けた理由としては、新庁舎に係る清掃業務について区内業者への受注機会も確保するという配慮によるものであるが、一体性のある建物清掃を2つの業者へ委託することとなり、管理する上で煩雑な異例の契約方法となっている。

### (2) 目黒区民センター・目黒区美術館・田道ふれあい館総合管理委託

イ 契約方法及び業者選定 (略)

ロ 入札経過 (略)

## 八 調査所見

12社選定自体は、大型案件という点を考慮した結果であり適切な判断と考えられるが、前年度発注の「めぐろ区民キャンパス総括管理委託」と全く同じ業者の指名を行っている点は、見直す必要がある。

## 5 特異事例の検証について

### 事例1 低入札価格調査制度該当案件について

件名

目黒区立下目黒二丁目母子生活支援施設(仮称)下目黒自転車集積所新築工事  
契約方法及び業者選定 (略)

入札経過(入札日 平成15年10月17日)

業者名	入札金額(税抜)	
青木工務店	448,000,000	
寿建設工業	398,000,000	
白井建設	384,800,000	
銭高組	398,000,000	
東急建設	339,000,000	落札
中野工務店	448,000,000	
三海建設	365,700,000	
ユニオン建設	440,000,000	

予定価格474,117,000円(税抜451,540,000円)

### 処理概要

#### ・調査事項

- ・ 入札にあたっての考え方等についてヒアリングによる確認
- ・ 入札価格の積算内訳内容
- ・ 手持ち工事の状況
- ・ 手持ち資材の状況
- ・ 手持ち機械の状況
- ・ 工事現場と事務所・倉庫との地理的關係

- ・ 労務者の具体的供給の見通し（確保の計画）
- ・ 過去の実績

調査の結果、同社が得意とするマンション施工のノウハウを活用し対応することでコストダウンが可能との判断に至り、落札者として決定した。

#### 調査所見

要綱に基づき一定の手続きを踏んだ調査を実施しており、特段問題となる部分は見られない。

しかし、低入札価格調査を実施するには、明らかにダンピングが行われたどうか等細部にわたる調査が求められており、調査体制の整備を図る必要がある。

## 事例2 極端な低価格での入札案件について

### 件名

目黒区立碑小学校校舎改築等工事基本構想・基本設計委託  
契約方法及び業者選定（略）

入札経過（入札日 平成15年7月11日）

業者名	入札金額（税抜）	
奥野設計	7,000,000	
梶建築設計事務所	19,500,000	
桂設計	13,800,000	
共同設計	6,900,000	
桑波田建築設計	100,000	落札
相和技術研究所	9,500,000	
東急設計コンサルタント	9,800,000	
八千代都市建築設計	17,000,000	
山下設計	22,000,000	
横河建築設計事務所	1,000,000	

予定価格は非公開

### 落札結果

入札の結果は、開札時に異常な低価格であったことから、一旦落札宣言を保留した。同社に対する事情聴取を行った結果、当該業務に対する受注意欲が高く、競争上やむを得ない入札価格となった点と、財務上の問題も見られないことを確認したため、落札者として決定した。

### 調査所見

人件費が多くを占める委託内容であることから考えると、予定価格と極端にかけ離れた価格での契約には課題が残ることから、最低制限価格の設定などの方策も必要である。（平成16年度に実施した同校実施設計委託の入札においては、委託案件

で初めて最低制限価格を試行として導入した。)

また、設計業務については価格のみの競争で契約相手を決定する方式では、十分な契約目的を達成できない場合も想定されることから、発注案件によってはプロポーザル方式による業者決定も必要である。(平成16年度発注の統合新校建築にかかる設計業務については、プロポーザル方式による業者決定手続きを進めているところである。)

## 6 入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況 (略)

## 7 公益法人における契約状況について

公益法人等(8団体)の調査を行ったが、目黒区芸術文化振興財団、社会福祉事業団、中小企業勤労者福祉サービスセンター以外は、高額な契約実績がほとんどないことから、3団体についての調査結果を報告するものである。

(以下略)

## 8 検討課題

今回、区の契約全般にわたる実態調査(抽出調査)と公益法人の契約実態調査を行い、調査所見をそれぞれの項目に記載した。今後、区として契約事務の透明性、公正性、競争性の一層の充実をはかるための検討課題として、今回の調査結果と前回の報告(16年6月)で指摘した検討課題とを合せ以下のとおり整理した。

### (1) 契約全般について

契約に関わる諸規定の見直し

前回の報告書で「契約手続きの体系的整備」として指摘した課題で契約事務に関わる諸規定(契約事務規則など)について、透明性、公正性、競争性の面から抜本的、体系的に見直しする必要がある。

一般競争入札制度の導入

現在、一般競争入札制度については採用されていないが、区の実態に即して可能な範囲での導入を図る。

契約事務の効率化の促進

インターネットなどITの活用をはかり事務の効率化を図る。

コスト縮減等につながる契約制度の活用

VE, 低入札価格調査制度などコスト削減等につながる契約制度の活用を図る。

公共工事入札・契約適正化法への適切な対応

これらについては、現在、一定の制度的対応は行われているものの、未実施の事項(特に、第三者機関の設置、談合情報に関する取り扱い要綱の制定

など)についても 契約事務の適正化に向けて、区の実態を踏まえつつ対応すべきである。

( 2 ) 指名競争入札制度について

指名業者選定のあり方の見直し

前回の報告書で「指名業者選定のあり方の見直し」として指摘した課題であるが、選定方針、選定業者数、発注ランクと業者ランク、などについて恣意性や談合等不正行為の排除の視点から見直し、公平な指名を確保する。

指名業者選定委員会の有効活用

現在、工事(予定価格5千万円以上)について設置される業者選定委員会の有効活用やその設置の適用範囲の拡大などはかり選定の公平をはかる。

予定価格の適正算定

現在、予定価格は業務所管課が算定した見積価格を基に契約課で決定されているが、予定価格の事前公表制の導入などから、適正価格の算定は極めて重要な事項である。また、これはコスト削減などの面からも求められている。

( 3 ) 随意契約について

・ 随意契約理由の適正運用

本来、随意契約は競争入札の例外として、その必要性が認められる場合に限り適用されるべきで、安易にこの方法を用いるべきではない。適用に当たっては十分理由を検討する必要がある。

( 4 ) 施設管理業務契約について

・ 随意契約の見直しと競争性の確保

現在、施設管理業務は一旦競争性に基づく契約が行われると、円滑な施設管理運営と言う理由により、3年から5年の期間「随意契約」がおこなわれているが、競争性やコスト面からその運用についての基本的な基準を設ける必要がある。また、当初の契約の段階で安定的(一定期間)な履行確保(経費面も含め)をはかるため、「債務負担行為」の活用なども検討すべきである。

( 5 ) 公益法人の契約について

公益法人における契約事務については、本来法人自身の問題として自主的に、公正性、透明性、競争性を確保すべきであるが、それらの法人の出資者として必要な範囲での助言、指導を積極的におこなうべきであり、そのあり方について検討する必要がある。

契約事務に関わる課題としては、以上であるが前回の報告書で指摘した、「公務員倫理の徹底」は当然のこととして行われなければならない。